

市府民税申告・所得税確定申告相談会のご案内

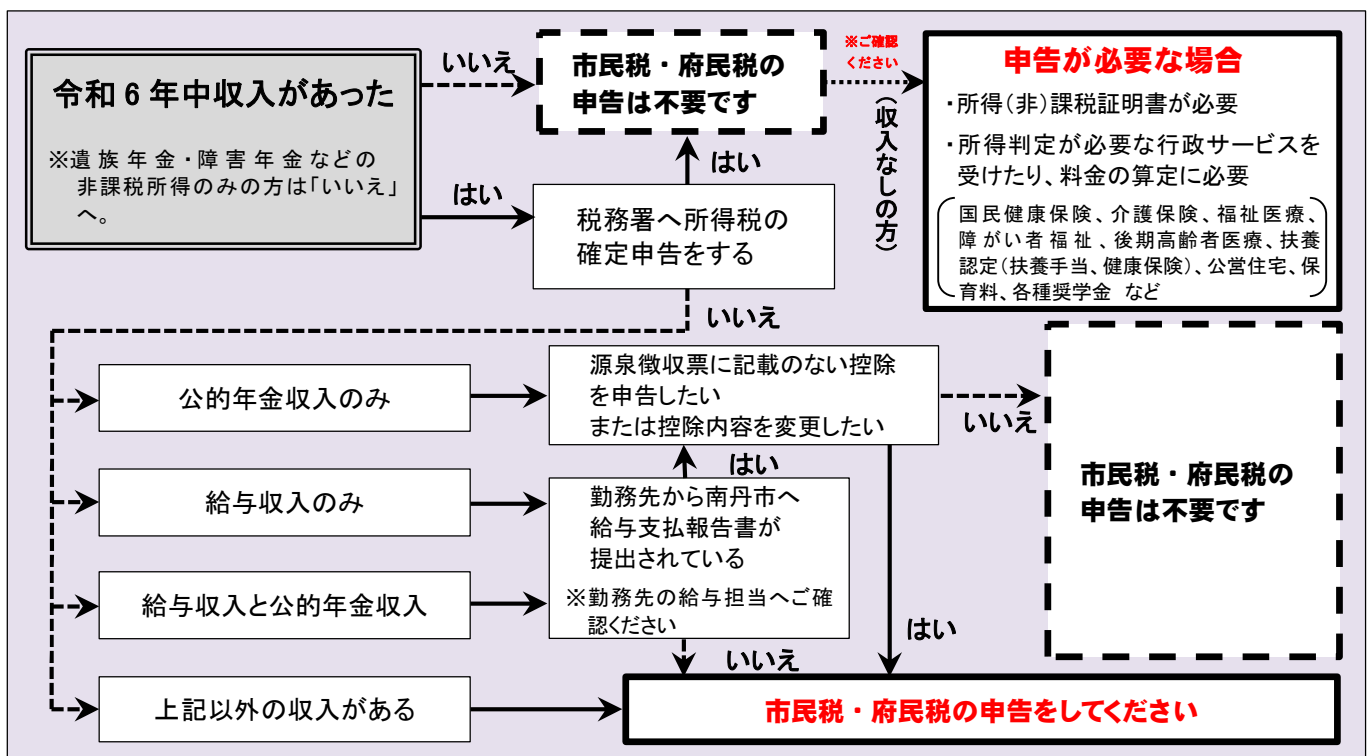
令和7年1月1日現在の南丹市民の方を対象にした令和7年度市府民税の申告と簡易な確定申告をされる方（令和6年分）の所得申告相談会を開催します。

申告期間：2月17日（月）～3月17日（月）

会 場	開 催 日 時
市役所本庁 中央庁舎2階 防災会議室 <u>（事前予約制で開催します）</u>	申告期間中の 月曜日・水曜日・金曜日 ※2月24日（月祝）を除く 午前の部 ①9:00 ②9:30 ③10:00 ④10:30 ⑤11:00 午後の部 ⑥13:00 ⑦13:30 ⑧14:00 ⑨14:30 ⑩15:30 ⑪16:00 【予約方法】 インターネット予約（LINE 予約） 1月27日（月）8時30分受付開始  （LINE 予約） 電話予約 2月3日（月）9時00分受付開始 予約専用ダイヤル ☎050-3505-2020 受付時間（開庁日 9:00～16:30） ※予約開始後の3日間程度はつながりにくくなることが予想されます。 ※24時間利用可能 （翌日分の予約は前日 16:30 まで） ※LINE 予約の操作方法などの詳細は市ホームページをご覧ください ・1人1枠（30分程度）になりますので、申告人数分の枠数をご予約ください。 ・書類不備等により予約時間内で終わらない場合、再度予約をお取りいただくことになります。
美山支所 1階 大会議室 <u>（当日受付順で開催します）</u>	2月20日（木）・27日（木）、3月6日（木）・13日（木） ※最終日（3月13日）は午前の部のみ 午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:00～16:00 （午前・午後とも受付開始の15分前から番号札を配布しますが、混雑により早めに受付を終了する場合があります。）

* 所得税の申告相談については、園部税務署で期間中の土日祝を除く毎日、特設会場を開設されています。

* 作成済申告書の提出や収入なしの申告は本庁及び各支所窓口でしていただけますが、郵送提出のご協力をお願いします。



<相談会場ご利用の方へお願い>

- 当日の混雑を避け、スムーズにご案内をさせていただくため、収支内訳書や医療費控除の明細書は必ずご自宅で事前に作成いただき、生命保険料等の控除に必要な添付書類の整理（開封・切取り等）も済ませてご持参いただきますようご協力をお願いいたします。
- 作成済申告書の提出や収入なしの申告は、本庁及び各支所窓口で受付しますが、郵送提出のご協力をお願いします。
- 相談内容により税務署での申告を案内することがあります。
- 所得税申告（確定申告）される場合は、ご自宅のパソコンやスマートフォンでも申告書の作成や電子申告ができますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください
- 所得税の申告相談については、園部税務署で期間中の土日祝を除く毎日、特設会場を開設されています。詳しくは税務署：TEL0771-62-0340（園部税務署）へお問い合わせください。

<申告に必要なもの>

- ① 運転免許証などの本人確認書類
- ② 個人番号カード又は通知カード
- ③ 前年中の収入、所得がわかるもの（源泉徴収票、支払調書、完成させた収支内訳書など）
- ④ 所得控除に必要な証明書（南丹市以外の国民健康保険・社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など）
- ⑤ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
- ⑥ 医療費控除を受ける方は、完成させた医療費控除の明細書（領収書の添付不要）
- ⑦ 寄附金控除を受ける方は、団体が発行した領収書など
- ⑧ 所得税の還付を受ける方は、通帳など還付受取口座（本人名義）のわかるもの

<受付対象外の確定申告> （当申告相談会ではお受けできませんので、税務署で申告をしてください）

- ◆ 令和6年分以外の申告
- ◆ 青色申告
- ◆ 準確定申告（納税者が死亡した場合の手続き）
- ◆ 分離課税申告（土地建物や株式等の譲渡所得、配当所得、山林所得、退職所得、先物取引に係る所得）
- ◆ 雑損控除、繰越損失の申告
- ◆ 住宅借入金等特別控除の1年目の申告
- ◆ 特定支出控除（給与所得）の申告
- ◆ 住宅特定改修特別税額控除などの申告
- ◆ 国外居住の親族を扶養控除とする申告

<ご注意ください>

次の事項については、令和7年度市府民税納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合は、市府民税の計算に算入することができません。

- ◆ 青色・白色事業専従者給与の必要経費の算入
- ◆ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ◆ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例
- ◆ 肉用牛売却所得の課税の特例
- ◆ 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例
- ◆ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例
- ◆ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

◎令和7年度納税通知書発送日（予定） 住民税が給与天引きの方（令和7年5月15日）
上記以外の方（令和7年6月6日）